地方財政審議会付議(決裁)案件

令和2年9月18日(金)

(案件名)

・令和2年度地方債に係る同意等(9月臨時協議分等)について(決裁案件)

(根拠法令は別紙)

自治財政局地方債課 山中地方債管理官 (內線 23392)

【根拠法令】

〇地方財政法 (昭和 23 年法律第 109 号)

(地方債の協議等)

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

11 <u>総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意</u>並びに 前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成<u>については、地方財政</u> 審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 <u>総務大臣は、</u>第1項、第3項及び第4項の<u>総務大臣の許可</u>並びに第1 項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指 定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 〇 地 方 財 政 法 施 行 令 (昭 和 23 年 政 令 第 267 号)

(地方債の協議の相手方等)

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 <u>総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方</u> 財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債の許可手続)

第 21 条

法第5条の4第1項、第3項又は第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあっては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当 該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣 に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 <u>総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の</u> <u>意見を聴かなければならない。</u>

令和2年度地方債同意等額(9月臨時協議分等)について

1. 同意等額の総額

○ 地方公共団体から提出のあった起債協議等に基づき、同意等額を通知。

(単位:億円)

	既通知等額	今回				合計	地方債
	(1 次協議分 +届出)(A)	通知額 (B)	当初 予算分	補正予算	補正予算2号	(A+B)	計画額
通常 収支分	(128) 95, 900	(0. 1) 4, 950	(0. 1) 4, 885	59	6	(128) 100, 850	(249) 118, 579
東日本大震災分	(-) 73	I	I	-	-	(-) 73	(2) 24
総計	(128) 95, 973	(128) 4, 950	(0. 1) 4, 885	59	6	(128) 100, 923	(251) 118, 603

^{※ ()} 書きは、国の予算等貸付金債であり、外数である。

今回、同意等額を通知する主な事業債 臨時財政対策債(3,616億円)、公共事業等債(266億円)、 病院事業・介護サービス事業債(230億円)、 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業(157億円)

2. 同意予定通知日

9月30日(水)

〇 地方債同意等額について(令和2年度9月臨時協議・補正予算(第1号)・補正予算(第2号))

通常収支分 (単位:億円) 既届出分 同意等額 地方債計画額 既同意等額 合計 計画残額 割合 (臨時協議) (8月分まで) D F=B+C+D F=A-F Α В C F/A 般 会計債 60,338 13,783 37,506 894 52,182 86.5% 8,156 事 等 9.596 266 小 # 業 16.195 4,551 14,412 1,783 89.0% 国 土 強 靱 4,778 709 1,922 157 2,788 1,990 58.3% 公営住宅建設事業 1.110 544 824 11 1,378 ▲268 124.1% 復 旧 1,766 22 990 3 1,015 751 57.5% 教育·福祉施設等整備事業 3,327 931 4,283 126 5,339 **▲**2,012 160.5% 教 育 施 設 1,223 419 1,719 99 2,237 **▲**1,014 182.9% 校 福 숲 祉 373 141 312 456 **▲**83 122.2% 9 般 廃 棄 物 処 理 639 156 1.702 1.867 $\triangle 1.228$ 292.2% 補助施 設 等 般 552 113 371 14 499 53 90.3% 施設(一般財源化分) 540 102 179 n 281 52.0%259独 26,807 6,925 305 23,056 15,826 3,751 86.0% 2,689 213.2% 般 2,605 2,856 5,554 **▲**2,949 抽 域 活 性 化 690 189 465 10 663 27 96.1% 防 災 策 101 28 486 対 871 358 385 55.8% 地 道 路 等 3,221 2,518 1,308 3,832 **▲**611 119.0% 方 IΗ 6.200 134 3.281 54 3.470 2.730 56.0% 緊 災 減 災 356 急防 . 5,000 3,681 40 4,076 924 81.5% 公共施設等適正管理 4,320 522 2,632 30 3,184 1,136 73.7% 緊急自然災害防止対策 3,000 312 1,070 120 1,503 1,497 50.1% 緊急浚渫推進事業 106 174 288 612 900 32.0% 辺地及び過疎対策事業 5,210 3,959 26 3,985 1,225 76.5% 510 411 411 99 80.7% 渦 疎 対 笨 4,700 3,548 26 3,574 1,126 76.0% 公共用地先行取得等事業 102 106 208 345 137 60.3% 700 700 改 革 推 准 行 政 調 整 100 100 営企 業 25,708 1,404 20,470 277 22,152 3,556 86.2% 公 水 道 業 5.570 11 4.932 8 4.950 620 88.9% I 業 用 水 道 事 業 338 324 324 14 95.7% 通 事 業 1,633 270 15 1,447 186 88.6% 交 1,162 電気事業・ガス事 業 260 228 228 32 87.9% 港 湾 整 備 事 業 555 58 417 476 79 85.8% 病院事業・介護サー 218 2,792 230 3,241 -ビス事業 3,817 576 84.9% 市場事業・と畜場事業 140 343 14 120 6 203 40.7% 域 発 708 29 386 322 地 357 54.6% 10.077 10,896 12,383 802 17 1,487 88.0% 下 ж 渞 事 業 観 光 そ の 他 事 業 101 61 62.2% 1 63 38

(注1)四捨五人の結果、額が合わない場合がある。

計

当

算

塡

例

債

債

債

債

臨 時 財 政 対 策 債

退

補

減

猶

職

正

収

予

総

丰

予

国の予算等貸付金債

補

特

31,398

800

275

60

(249)

118,579

(249)

118,519

5,453

16

(63)

(63)

20,657

20,657

17,261

6

(65)

(65)

75,243

75,243

3,616

65

0

4,852

59

40

(0)

4,950

26,330

87

(128)

59

40

(128)

100,850

100,752

5,068

800

188

(121)

17,767

(121)

17,767

83.9%

31.7%

51.4%

85.0%

85.0%

⁽注2)国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2 東日本大震災分 (単位:億円)

<u>- ARTOKAU</u>							
	地方債計画額	既届出分 (8月分まで)	既同意等額	同意等額 (臨時協議)	合計	計画残額	割合
	Α	В	С	D	E=B+C+D	F=A-E	E/A
一般会計債	22	Ī	70	-	70	▲ 48	320.1%
公営住宅建設事業	14	-	14	-	14	▲ 0	101.4%
災害復旧事業	7		2	-	2	5	27.9%
一般補助施設等※※	_	-	54	_	54	_	_
一般単独事業	1	_	0	-	0	1	16.4%
公営企業債	2	1	3	_	3	▲ 1	137.9%
水 道 事 業	1	-	2	-	2	1	230.7%
下 水 道 事 業	1	_	0	-	0	1	45.1%
国の予算等貸付金債	(2)	_	_	_	_	(2)	_
% /\ =⊥	(2)	_	_	-	-	(2)	_
総計	24	I	73	_	7 3	▲ 49	304.9%

(注1)四捨五入の結果、額が合わない場合がある。 (注2)国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。 ※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

(単位:億円)

							イナロ・ルロン
	地方債計画額	既届出分(8月分まで)	既同意等額	同意等額 (臨時協議)	合計	計画残額	割合
	Α	В	С	D	E=B+C+D	F=A-E	E/A
1 通常収支分	(249)	(63)	(65)	(0)	(128)	(121)	
	118,579	20,657	75,243	4,950	100,850	17,767	85.0%
2 東日本大震災分	(2)	-	_	-	_	(2)	
2 米口本人辰火力	24	1	73	_	73	▲ 49	304.9%
Δ ₹I	(251)	(63)	(65)	(0)	(128)	(123)	
合 計	118,603	20,657	75,316	4,950	100,923	17,718	85.1%

-(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。 (注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。